

平成 28 年度第 3 回廃棄物減量等推進審議会議事録

日時：平成 29 年 2 月 23 日（木）13 時 30 分

場所：多治見市役所 5 階第 1 委員会室

出席委員：伊藤会長、加藤副会長、坂崎(隆)委員、矢沢委員、佐伯委員、井深委員、
奥村委員、中島委員、竹本委員

欠席委員：安藤委員、横山委員、山田委員

事務局：樋口環境文化部長、安藤清掃事務所長、玉野課長代理、市川課長代理、馬込主査

○ 開会挨拶

環境文化部長挨拶

○ 議事

1. 第3次一般廃棄物処理(ごみ処理)基本計画(案)について
2. 平成29年度一般廃棄物処理実施計画の策定について
3. 廃棄物処理手数料の改定について(報告)
4. その他

議事 1

(第3次一般廃棄物処理(ごみ処理)基本計画(案)について、資料1、資料2、資料3に基づき事務局より説明)

概要：資料1に基づき、本計画の概要(目的、計画期間等、基本方針)について説明。今年度第2回目の審議会後、平成29年1月12日木曜日から2月13日月曜日までの間パブリック・コメントを実施したところ、市民等から意見はなかった。

今回、資料2により第3次計画での重点事業(資料3:P.30が該当)について事務局案を提示するもの。(資料の朱書きは追加、二重線は削除)

主な意見

(委員) 重点事業「①家庭ごみ(紙類)の分別啓発」について、ミックスペーパーとは飲料パックの裏銀(アルミ箔等が付いたもの)やカーボン紙が付いたものを指すのか。これらを資源化するということか。

(事務局) 段ボールや新聞紙、雑誌などは市が行う資源回収や市民団体が実施する資源集団回収等において資源化されているが、現在燃やすごみになっているミックスペーパー(飲料パックの裏銀やカーボン紙も含む)の資源化やレシートをはじめとする小さな紙類について資源化できないか調査研究していきたいと考えている。

(委員) レシートのような感熱紙も可能か。

(事務局) 技術上は可能である。ただ、処理業者は限られるため技術的な点以外にも、地理・費用等さまざまな観点から検証が必要。

(委員) 「⑨不法投棄対策」について、継続事業としているが、どのようなことをしているのか。

(事務局) 委託事業としては市内パトロールを実施している。委託業者から連絡があれば環境課職員が現場を確認、不法投棄物から個人情報が見られれば当事者へ処分するよう促すが、個人を特定できない場合は税金を使って処分することになる。

(委員) 委託事業とのことだが、一月当たりの巡回回数や場所などはあるのか。不法投棄対策としてのあり方は適切と考えているか。

(事務局) 巡回パトロールは月 16 日程度 (昼間) 行っており、市内全体を適切に巡回している。

(委員) 第 3 次計画案の重点事業では、「⑩トレイ等の再資源化ルートの開拓」は削除され、「⑧プラスチック容器包装類の再資源化」へ統合されるということか。

(事務局) 第 2 次計画では、プラスチック容器包装類の再資源化 (⑧事業) からトレイ類の再資源化 (⑩事業) を特出ししていた。トレイ類とは、白色トレイのほかに色・柄トレイや発泡スチロールを指すが、特に発泡スチロールについては、再資源化するために多額の費用が掛かることが課題であった。現在は、白色トレイは資源化ルートが確立されており、発泡スチロールも以前よりは費用負担が軽減されつつある。

しかし、プラスチック容器包装類の再資源化は本市だけでなく、国全体において苦慮している実情は否定できず、今後も調査研究を行う必要があるため⑧の事業に統合して、継続的に実施していく。

(委員) プラスチック容器包装類とは何か市民には理解しづらいのではないか。かっこ書きでもよいので「トレイを含む」といった文言があると分かりやすい。

(事務局) 本文中に例示として追記する。

(会長) 前回見てきたように、家庭ごみは一人一日当たりのごみ量が 500g ほどであるのに対し、事業ごみを含む一般廃棄物全体の一人一日当たりのごみ量となると 900g ほどとなる実態がある。従って「②ごみ処理料金体系の定期的な検討」では、これまでの市民負担から排出者負担と変更している。事業ごみの減量化、資源化は難しいと理解しているが、今後の課題の一つとして捉えたい。

本計画は、計画期間 10 年間で 5 年後を目途に見直しを行うこととなる。本審議をもって、委員の了承としてよろしいか。

結論：委員了承。

※3月中に庁内決裁、告示を行う。広く周知するため本基本計画をホームページにて今後公開する。

議事 2

(平成 29 年度一般廃棄物処理実施計画の策定について、資料 1、4 に基づき事務局より説明)

概要：一般廃棄物処理（ごみ処理）基本計画に基づいて、毎年度実施計画を策定する。冒頭では最新の実績値にあたる平成 27 年度の数字と今年度、平成 29 年度の計画について掲載している。一般廃棄物の排出計画は、人口予測に基づき算出した。

P.2,3 では、廃棄物処理手数料（ごみ処理手数料、し尿処理手数料）について来年度から料金改定するため新料金へ変更している。

P.4,5 にあるように、これまでは、取扱不可としていたパソコンの取り扱いを変更。来年度から、廃棄物処理センターへ直接搬入してもらえば受け取ることとする。ただし、個人情報削除は個人で対応していただくことになる。また、今後もメーカー等によるパソコンの回収・再資源化を優先する方針である。

笠原クリーンセンターについて、P.4,11 にあるように災害や火災などの緊急時の埋立処分を行うことを表記した。

最後に P.12 では 29 年度の重点事業として掲載。記載はないが、継続事業として不法投棄対策も実施していく。

以上のとおり、平成 29 年度の実施計画案とし、議論いただくもの。

主な意見

(委員) P.12 「(3) 事業所のごみ減量化策の検討と指導」について、具体的な施策はあるのか。

(事務局) 産業廃棄物で求められるようなマニフェストではないが、市の廃棄物処理センターへの搬入には処理承認申請が必要になる。年度毎の廃棄物の品目や量などの計画を申請者が明示し、市が承認するもの。企業の多くはすでに紙類のリサイクルに取り組んでいると認識している。

課題と感じているのは生ごみで、一部の大手スーパーでは、生ごみの堆肥化に取り組むところもあるが、事業ごみの大部分が三の倉センターへ燃やすごみとして排出されている。

事業ごみのうち、組成や傾向を確認しながら対応していきたい。

(会長) 事務局の説明にあった状況を踏まえ、事業ごみに「食品廃棄物を含む」とかっこ書きされている（特出ししている）。

(委員) 資料 4 P.10 から 11 にかけて③最終処分場の概要が掲載されている。施設を 4 つに分けて残存容量の記載があるが、今後の見通しはどのようなか。

(事務局) あと数 10 年は活用ができると考えている。ごみ減量傾向からもう少し寿命が延びると思われる。

(委員) 早い段階で最終処分ができなくなるという心配はしなくて良いということか。

(事務局) 今後ごみ減量を継続的に取り組んだ場合の見通しである。市民の皆さんの意識が薄れて、ごみ量が増加すれば寿命は早まる。災害等の不測の事態による残存容量の減少も考えられる。まずできることとして、今ある最終処分場を少しでも長く使用できるように、市民へのごみ減量の啓発を今後も行っていきたい。

(委員) 最終処分場の水質等の安全性について、資料 3 P.21～23 に環境測定状況が報告されているが、結果として安全と判断しているか。

(事務局) それぞれ法定に基づき専門業者へ調査委託しており安全性を確認している。

(委員) ホームページなど多くの媒体で結果を公表し、市民が安心して生活できるようにしてほしい。

(事務局) ご指摘のとおり、広く周知を図るようにしたい。

(会長) 本計画は平成 29 年度実施計画となるため、本審議をもって、委員の了承としてよろしいか。

結論：委員了承。

※ 3 月中に庁内決裁、告示を行う。広く周知するため本実施計画をホームページにて今後公開する。

議事 3

(廃棄物処理手数料の改定（報告）について、資料 5 に基づき事務局より説明)

概要： 第 2 回審議会で広報原稿案を提示、資料 5 のとおり広報 12 月号に掲載した。当初環境課単独での掲載を予定していたが、平成 29 年度の料金改定は全庁的なものとなっていることから、全体の改定記事の 1 部となっている。ただし、広報 P.9 でごみ処理手数料の改定表、囲み記事にごみ処理費用と市民負担や平成 27 年度の処理費用の実績報告は記載している。

主な意見

(委員) 近隣市でゴミ袋の値上げがあり、買いためで在庫が無くなってしまったようだが、多治見市はどうか。

(事務局) 本市が想定していたような買いためは今のところ無い状況。ただ、万一買いためがあっても在庫切れとならないよう多めにゴミ袋を作製している。想定していたより

市民の皆さんには冷静に受け止めていただいている。

結論：委員了承。

議事 4

その他：資料 6 に基づき事務局より説明

■資料 6：平成 29 年度からのごみの排出方法変更・冊子「ごみとのつきあい方」配布、カラスネットの適切な使用のお願い、エコカレンダー配布

概要：冊子「ごみとのつきあい方」（平成 29 年度改定版）を 4 月号広報で全戸配布する。昨今の材質変化の状況等を踏まえ排出方法を一部変更。例えば、LED、チャイルドシート、スーツケースなどは燃やすごみから破碎ごみとして取り扱う。

ごみステーションで使用するカラスネットについて、常時環境課、市民課（駅北庁舎）、各地区事務所で配布している。使用の際、ごみ袋の下までネットを覆うことやネットが傷んだ場合は補修等をして対応していただきたい。

エコカレンダーについて、2 月 19 日に開催した環境フェアで先着 200 名に配布した。現在、市役所、ヤマカまなびパークで配布中。環境家計簿をつけて「夏の節電大賞」や「年間完走賞」などの応募者へはうながっぱグッズを進呈するので、ぜひご応募いただきたい。

（委員）資料 6 の排出方法変更について、「少量の割れた陶磁器製食器」は燃やすごみから「資源」へ変更とある。PTA で行う資源回収の回収品目に追加することは可能か。

（事務局）陶磁器食器の資源化は、平成 24 年 4 月から実施しており、今回の変更は陶磁器食器が割れてしまったときのような、少量についての取り扱いをいう。

PTA のような市民団体が実施する資源集団回収（資源集団回収奨励金制度）では、陶磁器食器の品目は設定がなく、陶磁器食器の資源化が処理委託料を負担して市が実施している現状から、今後も設定は難しいと思われる。

（委員）少子化のため PTA では資金源を見つけることに苦労している。燃やすごみから資源へ変更した記事を見て、市民団体でも取り組もうと考えるのではないか。転入者等の資源回収の制度を理解していない市民へも誤解を与えないような表現が必要。

（事務局）委員の指す市民団体の資源集団回収と市が実施する資源回収の違い、資源化の概要（処理の流れや費用など）について市民の皆さんにご理解をいただけるよう周知をしていきたい。

■平成 29 年度審議会スケジュール

概要：開催は計 3 回。初回を 6 月に開催予定。また、委員任期は、2 年間のため平成 29 年 9 月末となり平成 29 年度第 1 回目は現任委員に出席いただくこととなる。10 月 1 日付で改選予定。

議事 15 時 10 分終了